

2004年度
関西学院大学ロースクール

一般入試（法学既修者）

商 法 問題
民事訴訟法 問題
刑事訴訟法 問題

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません

○解答はすべてマーク式解答用紙にマークしてください。

- ・マークはマーク枠の中を完全にぬりつぶしてください。
- ・一度記入したマークを訂正する場合、消しゴムで完全に消してからマークしなおしてください。

【商 法 問 題】

設問 1 つぎの商業登記に関する説明のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 商業登記の登記事項は、必ず登記しなければならない事項と登記するかどうかが当事者の任意に委ねられている事項に分かれているが、後者の登記事項であってもいったん登記を行えば、その事項の変更または消滅の事実があれば、その旨の登記をする必要がある。
- イ 商法は、登記がなされると登記所は登記した事項を遅滞なく公告しなければならないとしているが、現在この公告はなされておらず、登記のときに公告があったものと取り扱われている。
- ウ 会社の設立登記においては、登記をもって初めて会社の成立が認められ、当該会社が法人格を取得するという意味において、いわゆる創設的効力が認められている。
- エ 代表取締役は、取締役会で選任され就任を承諾した時点で法律上代表取締役となる。ただし、その就任の登記がないかぎり、就任の事実を知っている第三者に対しても代表取締役であることを主張できない。
- オ 商人が本店所在地において登記すべき事項は、商法に別段の定めがない限り、本店所在地において登記するだけでなく、支店の所在地においても登記する必要がある。

① : ア ② : イ ③ : ウ ④ : エ ⑤ : オ

設問 2 商法23条はいわゆる名板貸人の責任（名板借人との連帯責任）を規定しているが、つぎの記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア 商法23条の名板貸人は商人に限定されるため、商人がその名称を他人に貸与した場合に初めてその責任が問題となる。
- イ 商法23条の名板貸人の責任は、他人に自己の商号の利用を許諾した場合に発生し、屋号などの通称の使用を許諾しただけでは発生しない。
- ウ 商法23条の名板貸人の責任は、他人に自己の名称を使用して営業を行うことを明示的に許諾していた場合だけでなく、黙認していた場合でも発生する。
- エ 商法23条の名板貸人の責任は、商取引に際して外観を信頼した第三者を保護するためのものであり、取引行為に限られ、不法行為を含まず、取引と密接に関連する取り込み詐欺などについても本条の類推適用は認められない。
- オ いわゆる業法（たとえば、宅地建物取引業法13条1項）は名義貸しを禁止しているが、このような禁止規定に違反して名義貸しが行われた場合には、名板貸人を営業主体と誤認して取引を行った第三者はつねに善意・無過失であるものとみなされる。

① : ア ② : イ ③ : ウ ④ : エ ⑤ : オ

設問3 株式会社の資本に関する次の記述のうち、誤ったものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 資本金は、会社財産確保の最小基準となる金額であり、会社債権者に対する弁済を確保する趣旨を含んでいることから、登記簿および貸借対照表において公示・公表することが要求されている。
- イ 会社には、資本の額に相当する額以上の財産が現実に出資され、かつ、それを保持していることが要求されている。これを資本充実・維持の原則という。
- ウ 昭和25年の商法改正でもって授權資本制度が採用され、その結果、商法上は資本確定の原則は完全に放棄された。
- エ 資本の額は株式の発行、利益・法定準備金の資本組入れにより増加するが、その減少は資本減少の手続をもってのみ行われる。
- オ 資本の欠損とは、会社の純資産の額が資本の額を下回っている状態をいう。

㊶ : アとウ ㊷ : アとエ ㊸ : イとオ ㊹ : ウとエ ㊺ : ウとオ

設問4 会社の設立に関する次の記述のうち、誤っているものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 我が国の会社の設立には、準則主義がとられている。したがって、法律が要求する手続をみたしさえすれば、会社は成立することになる。
- イ 株式会社において、募集設立に限り、株式引受人は発行価額の全額を払込取扱銀行または信託会社（以下、払込金融機関という）に対して払い込まなければならない。
- ウ 会社は、設立手続の終了をもって法人格を取得することになり、設立登記はその設立の事実を公示させるものである。
- エ 発起人が払込金融機関以外から株式の払込に充てる金額を借り入れ、会社の成立後、取締役就任した同発起人が直ちにそれを引き出し、自己の借入金の返済に充てる行為は一般に「見せ金」と呼ばれている。この「見せ金」に関する払込の効力を巡っては学説上争いがある。
- オ 株式会社において、発起人が払込金融機関の役員と共謀のうえで、同金融機関から株式の払込に充てる金額を借り入れ、同発起人がその借入金を弁済するまで会社が払込金の返済を要求しない約束をすることを「預合」というが、その払込の効力は認められない。

㊶ : アとウ ㊷ : イとウ ㊸ : イとエ ㊹ : イとオ ㊺ : ウとエ

設問5 株主の権利に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 株主の有する権利において、会社の管理運営および監督に参加する権利は共益権と呼ばれ、会社から経済的利益を受けることを目的とする権利は自益権と呼ばれている。
- イ 株主の権利を株主が権利行使をする際に必要とされる持株数を基準として分類すると、1株でも行使することができる権利を単独株主権といい、発行済株式総数の一定の割合または一定数以上の議決権を有する株主のみが共同または単独で行使することのできる権利を少数株主権という。
- ウ 株主の権利を議決権の有無を基準に分類すると、株主総会の議決事項のすべてについて議決権を行使できる株式を有する株主と、議決事項の全部または一部について議決権の行使が認められない株式を有する株主に分類される。
- エ ある種類の株式から他の種類の株式に転換できる権利を認められた株式を転換予約権附株式という。この株式の転換権を行使するか否かの選択権は株主にのみ認められ、株主から転換の請求があれば、会社はその請求に応ずるか否かにかかわらず、当然に転換の効力が生じる。しかしわが国では、ある種類の株式から他の種類の株式に強制的に転換する権利が会社に認められる株式は存在しない。
- オ 平成11年の改正により完全親会社の制度が設けられたが、それに伴い、親会社の株主に子会社の情報の開示を認める規定が設けられ、親会社の株主は、子会社の定款等の書類閲覧請求権や子会社の株主(または社員)総会および取締役会議事録の閲覧請求権を有することになった。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問6 株式の譲渡に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 定款で譲渡制限条項を定めたときは、株式申込証にその旨を記載し、公示のためその登記をなし、さらにこれを株券に記載することが必要であり、このうちのどれが欠けても、譲渡制限条項を善意の第三者には主張できない。
- イ 定款に譲渡制限条項がないときは、株式の譲渡は譲渡当事者間の合意と株券の交付によりなされ、譲受人はこれにより株主になる。
- ウ 株式の譲受人が会社に対して株主であることを主張するためには株主名簿の書き換えを必要とするが、名義書換請求には、株券を会社に提出して株券占有の事実を証明すれば足りる。
- エ 株主名簿の名義書換は、会社の本店で行うのを原則とするが、定款でもって第三者にその手続の代行を委託する旨を規定している場合には、当該第三者の営業所において名義書換をすることができる。
- オ 株主名簿の名義書換請求を受けた会社は、請求者が正当な権利者であるか否かを実質的に調査する義務を負わず、会社は株券の占有者の請求に応じて名義書換をすればよく、たとえ請求者が無権利者であっても、責任を負うことはない。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問7 委員会等設置会社に関する次の記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 委員会等設置会社に設けられている委員会は、監査委員会、指名委員会および報酬委員会の3つの委員会である。
- イ 委員会等設置会社の各委員会は、3名以上の取締役で構成され、委員の過半数は社外取締役で、執行役を兼務しない者でなければならない。
- ウ 監査委員会は、執行役の職務の執行を監査するだけでなく、取締役会そのものの職務執行も監査する。
- エ 指名委員会は、取締役会に提案する、執行役または代表取締役の選任・解任決議の議案を決定する。
- オ 報酬委員会は、取締役および執行役の受ける個人別の報酬の内容を決定する。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問8 会社の合併および分割に関する次の記述のうち、正しいものの組み合わせを1つ選びなさい。

- ア 営業譲渡が財産の譲渡だけにかかわる取引法上の行為であるのに対し、合併は、財産だけでなく、株主や社員をも移転させる組織法上の行為である。
- イ 合併の当事会社がいずれも株式会社であるときは、存続会社または新設会社は株式会社でなければならない。
- ウ 簡易合併は、合併当事会社のいずれか一方の会社が、他方に比べ格段に小規模である場合に認められる。
- エ 会社分割は、合併とは逆方向ではあるが、やはり組織法上の行為である。
- オ わが国の会社分割制度としては、事業部門の一部を分離して、新しく会社を設立する新設分割の制度だけが認められている。

Ⓐ : アとイ Ⓑ : アとエ Ⓒ : イとオ Ⓓ : ウとエ Ⓔ : エとオ

設問 9 株式会社と有限会社に関する次の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア いずれの社員も、会社債務について、直接かつ有限の責任を負う。
- イ 株主は定款で譲渡制限の定めがない限りその株式を自由に譲渡できるのに対して、有限会社にあつては、その社員が持分を社員でない者に譲渡するときはもちろん、他の社員に譲渡するときにも制限を受ける。
- ウ 株式会社の代表者は代表取締役（委員会等設置会社では代表執行役）であるが、有限会社では、原則として取締役各人が会社を代表する。
- エ 株式会社では、監査役は3名以上必要で、そのうちの1名は社外監査役でなければならないのに対して、有限会社の監査役は1名で足り、しかも社外監査役でなくてもよい。
- オ 株式会社の株主の数も、有限会社の社員の数も、法律上何の制限もない。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問 10 つぎの企業補助者に関する記述のうち、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 代理商は商人の営業活動を継続的に補助する点で商業使用人と類似するが、代理商は自ら独立の商人であり、この点で、営業主と雇用関係にたつ商業使用人とは異なる。
- イ 取次商は自己の名をもって他人の計算において行動する者であるのに対して、締約代理商は直接本人の名をもって行動する。
- ウ 仲立人と媒介代理商は、他人のために商行為を媒介する点で類似しているが、仲立人は一定の商人と継続的な関係にたたず、不特定多数の者のために媒介をなすにすぎない点で、媒介代理商と異なる。
- エ 商法上の仲立人は商行為の媒介をなす者であるから、商行為でない一般の法律行為、たとえば不動産や婚姻の仲介をなす者は商人とはいえない。
- オ 問屋は、他人の委託を受けて物品の販売または買入をする独立の商人であり、取次によって自らその売買契約上の権利義務の当事者となる。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

--- このページは空白です ---

【民事訴訟法 問題】

設問1 以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア 民事訴訟において訴訟委任に基づく訴訟代理人となる資格を有する者は、弁護士だけに限られている。
- イ 分かりやすく迅速な裁判を実現するために、当事者双方から事件処理を依頼されたひとりの弁護士が、当事者双方の訴訟代理人となることが認められている。
- ウ 一定の地位に就く者に代理権を認めると法令が規定しているため訴訟代理人になる者を法令上の訴訟代理人という。
- エ 法令上の訴訟代理人は、法令に基づいて訴訟代理権が与えられるので、任意代理人ではなく法定代理人に分類される。
- オ 法令上の訴訟代理人の例として、不在者の財産管理人、相続財産管理人、遺言執行者等がある。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問2 以下の記述のうち、判例に照らして正しいものを1つ選びなさい。

- ア 登記手続を求める訴えは、被告の意思表示を求める給付の訴えである。
- イ 共有物分割の訴えは、共有物を分割して分配することを求める給付の訴えである。
- ウ 境界確定の訴えは、隣接地所有者の所有権の範囲の確認を求める確認の訴えである。
- エ 離婚の訴えは、婚姻関係の解消して婚姻関係が不存在であることの確認を求める確認の訴えである。
- オ 履行期が未到来の請求権について期限到来後の履行を求める訴えは、請求権の存在の確認を求める確認の訴えである。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問3 以下の記述のうち、正しいものの組合せを1つ選びなさい。

- ア 民事訴訟における本案の審理を開始するために必要な要件を訴訟要件という。
- イ 裁判所が事件について管轄権を有することは訴訟要件のひとつである。
- ウ 訴訟要件のほとんどは職権調査事項であるが、仲裁契約の存在や訴訟費用の担保の不提供などの抗弁事項と呼ばれる例外もある。
- エ 訴訟要件の存否の判断のための資料は、どの訴訟要件についても、裁判所が職権で収集する職権探知主義がとられている。
- オ 裁判所は、訴訟要件に欠ける訴えに対しては、請求棄却判決をして訴訟を終了する。

㉑ : アとイとオ ㉒ : アとウとエ ㉓ : イとウ ㉔ : ウとエ ㉕ : ウとオ

設問4 以下の記述のうち、誤っているものの組合せを1つ選びなさい。

- ア 訴訟物たる特定の権利または法律関係について当事者として訴訟追行し本案判決を求めることができる資格を当事者適格という。
- イ 給付訴訟において、審理の結果、訴訟物である給付請求権が原告に帰属しないことが明らかになれば、原告は当事者適格を有さないのだから、訴え却下判決がなされる。
- ウ 訴訟物たる権利義務の主体に代わり（または、それと並んで）第三者が当事者適格を有し、この当事者の受けた判決の効力が権利義務の主体にも及ぶ場合を第三者の訴訟担当という。
- エ 第三者の訴訟担当は、法定訴訟担当と任意的訴訟担当に分類され、さらに、法定訴訟担当は、担当者のための法定訴訟担当と権利義務の帰属主体のための法定訴訟担当（職務上の当事者）に分類される。
- オ 民事訴訟法の明文の規定で認められている選定当事者は、法定訴訟担当の一例である。

㉖ : アとウ ㉗ : アとエ ㉘ : イとウ ㉙ : イとオ ㉚ : エとオ

設問 5 XのYに対する1000万円の貸金返還請求訴訟において、Yはもっぱら貸金の事実を争った。貸金の事実の有無に関する証拠調べの結果、貸金の事実の存在が認められたが、さらに、Yがすでに弁済しているという事実も明らかになり、そのまま結審した。この事例に関する以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア この訴訟の訴訟物は、1000万円の貸金の事実である。
- イ Yは、貸金の事実を自白し、弁済の抗弁を主張している。
- ウ XはYの弁済について争っていないので、Yによる弁済の事実には裁判上の自白が成立する。
- エ 貸金債権がいったん成立し、その後、弁済により消滅したことが明らかになったのだから、裁判所は、Xの請求を棄却する判決をださなければならない。
- オ 弁済の主張がなされないのであれば、裁判所は、Xの請求を認容する判決をださなければならない。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問 6 以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア 裁判所は、職権で証人尋問を行うことができる。
- イ 裁判所は、職権で当事者尋問を行うことができる。
- ウ 裁判所は、職権で鑑定を行うことができる。
- エ 裁判所は、職権で書証の取り調べを行うことができる。
- オ 裁判所は、職権で検証を行うことができる。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問 7 以下の記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- ア 民事訴訟法は、事実認定に関して、自由心証主義ではなく法定証拠主義を採用して、法的安定性の維持をはかっている。
- イ 要証事実についての証明度は常に一定であり、心証度が証明度を超えると当該要証事実が証明されたことになる。
- ウ 裁判所は、事実認定をする際には、証拠調べの結果を弁論の全趣旨よりも尊重しなければならない。
- エ 要証事実について、原告が常に本証を要求されるのに対して、被告は常に反証で足りる。
- オ 主要事実を明らかにするためには厳格な証明が必要であるが、間接事実および補助事実を明らかにするためには常に自由な証明で足りる。

Ⓐ : 1つ Ⓑ : 2つ Ⓒ : 3つ Ⓓ : 4つ Ⓔ : 5つ

設問 8 以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア 被告が、原告の本案の申立てを争い、請求原因事実をすべて認め、抗弁を主張しない場合には、請求の認諾となり訴訟は終了する。
- イ 原告が、被告の抗弁をすべて認め、再抗弁を主張しない場合には、請求の放棄となり訴訟は終了する。
- ウ 自己の請求に理由がないことを認めて訴訟を終了させようとする原告の行為を訴えの取下げという。
- エ 当事者双方が、2回連続して第1審の口頭弁論期日に欠席すると、訴えの取下げが擬制される。
- オ 控訴の取下げがなされると、訴えの取下げの規定が準用されるため、訴えの提起時に遡って訴訟係属が失われる。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問 9 以下の記述のうち、正しいものを1つ選びなさい。

- ア 給付訴訟において原告の請求を認める判決が確定すると、執行力は生じるが既判力は生じない。
- イ 確定判決の既判力は、訴訟物についての判断にだけ生じるのであり、法律上、例外はいっさい認められていない。
- ウ 既判力を取り消すための制度は民事訴訟法にはおかれていない。
- エ 既判力の基準時（標準時）は、判決が確定した時点である。
- オ 前訴の訴訟物が後訴の訴訟物を先決関係として定まる場合には、前訴判決の既判力は後訴に作用しない。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問 10 以下の記述のうち、正しいものはいくつあるか。

- ア 裁判所は、当事者によって主張されていない主要事実であっても、裁判所に顕著な事実であれば、判決の基礎とすることができる。
- イ 裁判所は、主張責任を負わない当事者によって主張された事実であっても、判決の基礎とすることができる。
- ウ 裁判所は、当事者の一方が提出した証拠を、相手方当事者にとって有利な事実の認定に用いることができる。
- エ 通常共同訴訟においては、共同訴訟人独立の原則がはたらくため、共同訴訟人の一人が主張した事実は、他の共同訴訟人の主張事実とはならない。ただし、その主張が他の共同訴訟人に利益なものである限り、一定の要件のもとに、他の共同訴訟人にも主張の効果が及ぶと解する有力な見解もある。
- オ 通常共同訴訟においては、共同訴訟人独立の原則がはたらくため、共同訴訟人の一人が提出した証拠は、他の共同訴訟人との関係では証拠とはならない。ただし、その証拠が他の共同訴訟人に利益なものである限り、一定の要件のもとに、他の共同訴訟人についても証拠として扱うと解する有力な見解もある。

Ⓐ : 1つ Ⓑ : 2つ Ⓒ : 3つ Ⓓ : 4つ Ⓔ : 5つ

--- このページは空白です ---

【刑事訴訟法 問題】

設問1 以下の捜索や差押えにおいて、令状を必要とする場合を1つ選びなさい。

- ア 現行犯逮捕をする際に、逮捕の現場で、被逮捕者の身体を捜索する場合。
- イ 被疑者宅の居間で、被疑者を逮捕した後に、その居間を捜索する場合。
- ウ 詐欺罪を被疑事実とする捜索・差押え令状の執行中、別件の賭博場等開帳凶利罪との関連がうかがわれるメモを発見して、これを差し押さえる場合。
- エ 逮捕状に基づき逮捕するために、被疑者が所在する蓋然性のある家屋を捜索する場合。
- オ 緊急逮捕するために、被疑者が所在する蓋然性のある家屋を捜索する場合。

① : ア ② : イ ③ : ウ ④ : エ ⑤ : オ

設問2 逮捕・勾留中の被疑者と弁護人（以下、弁護人および弁護人となろうとする者の両者を含む）又は弁護人以外の者との接見交通に関する説明として誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 逮捕・勾留中の被疑者と弁護人との接見については、検察官、検察事務官、又は司法警察職員は、捜査のため必要があるときは、接見の日時・場所等を指定することができるが、接見に際して立会人を付けることはできない。
- イ 勾留中の被疑者と弁護人以外の者との接見については接見を禁止することができるが、接見禁止の命令権限は裁判官が有する。
- ウ 逮捕・勾留中の被疑者と弁護人との接見について、最高裁判所の判例は、「捜査の中断による支障が顕著な場合」に限って接見指定が許されるものとしている。
- エ 最高裁判所の判例は、逮捕・勾留中の被疑者と弁護人との接見について、「現に被疑者を取調べ中である」場合には接見指定が許されるが、「間近」なときの「確実」な予定であっても、取調べの予定があるという事情は接見指定の理由とはならないとしている。
- オ 最高裁判所の判例は、接見指定の要件があっても、被疑者と弁護人との「逮捕直後の初回の接見」に対しては接見指定が許されない場合があるとしている。

① : ア ② : イ ③ : ウ ④ : エ ⑤ : オ

設問3 捜査構造論をめぐって、弾劾的捜査観と糺問的捜査観との対立があると説明されている。この両者の主張内容の説明として、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 糺問的捜査観は捜査手続を捜査機関が単独で行う準備活動と捉えるのに対して、弾劾的捜査観は捜査手続を捜査機関が被疑者を取り調べるための手続と捉える。
- イ 逮捕・勾留中の被疑者取調べについて、糺問的捜査観によれば取調べ受忍義務は肯定され、弾劾的捜査観によれば取調べ受忍義務は否定される。
- ウ 逮捕令状の性質について、糺問的捜査観はこれを許可状と捉え、弾劾的捜査観は命令状と捉える。
- エ 捜索・差押令状等の発付の審査に際して、糺問的捜査観は必要性の判断を捜査機関に委ねて、裁判官による必要性の審査を不要とし、弾劾的捜査観は必要性の判断権者を裁判官とする。
- オ 接見指定の要件について、糺問的捜査観はいわゆる捜査全般説（非限定説）をとるのに対して、弾劾的捜査観は、その要件を厳格に解する限定説に立つ。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問4 証拠開示に関する最高裁判所の判例と刑事訴訟法の規定の説明として、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 証拠書類や証拠物の証拠調べを請求する場合に、検察官は、あらかじめ被告人側にその閲覧の機会を与える義務を負わない。
- イ 裁判所は、証拠調べの段階に入ってから、訴訟指揮権の行使として、個別の証拠について開示を命ずることができる。
- ウ 裁判所の証拠開示命令は被告人側の申出によるが、この申出は請求権ではなく、裁判所の職権発動を促すにとどまる。
- エ 裁判所は、事案の性質、審理の状況、閲覧を求める証拠の種類・内容、閲覧の時期・程度等の諸般の事情に照らして、被告人の防御のために特に重要で、罪証隠滅、証人威迫等の弊害のおそれがなく、相当と認めるときに証拠開示を命ずることができる。
- オ 刑事訴訟法には、起訴後、裁判所で弁護人が証拠を閲覧できるものとする規定があるが、起訴状一本主義の下で検察官は起訴状だけを裁判所に提出するから、この規定には証拠開示の意味はない。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問 5 形式裁判で手続を打ち切る場合の処理として、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 検察官が、起訴状一本主義に違反して、起訴状に、裁判官に予断を生ぜしめる事項を記載したことを理由に、公訴棄却の判決で手続を打ち切る。
- イ 検察官が少年に対して家庭裁判所を経由せずに起訴したので、公訴棄却の判決で手続を打ち切る。
- ウ 強制わいせつ罪の起訴に対して、「犯人を知った日」から6箇月が経過した後に被害者の告訴がなされたとして、告訴期間の徒過を理由に、公訴棄却の判決で手続を打ち切る。
- エ 公訴時効が完成している犯罪につき検察官が起訴したので、免訴の判決で手続を打ち切る。
- オ 被害者Xに対する傷害致死罪で甲が起訴され、無罪判決を受けて確定した後に、検察官がXに対する殺人罪で甲を起訴したので、免訴の判決で手続を打ち切る。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問 6 訴因対象説かつ抽象的防御説の立場に立った場合に訴因変更を必要としない事例を1つ選びなさい。

- ア 業務上過失致死罪の起訴において、自動車発進に際してのクラッチペダル踏みはずしによる過失の訴因で、自動車停止の際のブレーキ操作の遅延による過失を認定する場合。
- イ 窃盗の幫助の訴因で、共謀の事実を新たに加えて、窃盗の事前共謀による共謀共同正犯を認定する場合。
- ウ 「飲食店A方においてB女を押し倒して馬乗りとなって、同女に強いてわいせつ行為をした」との強制わいせつ罪の訴因で、「飲食店A方において客3名の前でB女を押し倒して馬乗りとなって、公然わいせつの行為をした」との公然わいせつ罪を認定する場合。
- エ 「公務員Xと共謀の上、職務上の不正行為に対する謝礼の趣旨で30万円の交付を受けた」との収賄罪の共同正犯の訴因で、「Yと共謀の上、職務上の不正行為に対する謝礼の趣旨で公務員Xに30万円を交付した」との贈賄罪の共同正犯を認定する場合。
- オ 強盗罪の訴因で、脅迫の程度と態様が軽い恐喝罪を認定する場合。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問 7 以下の例で、Aの供述の使用が伝聞証拠としての使用にあたるものを1つ選びなさい。

- ア 「Xが公衆の面前で、『YがZに強制わいせつ行為をした』と言った」というAの供述を、XのYに対する名誉毀損を立証するための証拠として用いる場合。
- イ 「被害者Xが、『Yはすかんわ、いやらしいことばかりする』、と言っていた」というAの供述を、被告人YのXに対する強姦致死事件において、Yの動機（YがXと情を通じたいという野心をもっていただけ）の立証に用いる場合。
- ウ 「Xが、『例の件のお礼です』と言いながら、Yにお金を渡す現場を見た」というAの供述を、XのYに対する贈賄を立証するための証拠として用いる場合。
- エ 「Xが、『あなたの車のブレーキが故障している』とYに言ったのを聞いた」というAの供述を、ブレーキが故障していたことの立証のためではなく、Yがブレーキの故障に気づいていたことを立証する証拠として用いる場合。
- オ 「Xは犯人ではない」という公判廷におけるAの証言を弾劾するために、「Xが犯人だ」というAの以前の供述を証拠として用いる場合。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問 8 被告人Xの殺人被告事件で、目撃証人Yは、公判期日に、捜査段階での供述を翻して、「被害者を刺して逃走したのはXだと信じていたが、今考えると、それはXではなかったと思う」と証言した。そこで、検察官は、有罪立証のための実質証拠として以下の証拠を提出した。証拠能力が認められるものを1つ選びなさい。なお、以下のYの供述内容はYの公判供述とは相反する内容の供述であり、供述録取書についてはYの署名・押印があり、特信性もあるものとする。

- ア Yが目撃直後に目撃状況と目撃内容を記載した日記帳。
- イ 捜査段階で司法警察職員がYを取り調べて作成したYの供述録取書。
- ウ 捜査段階で検察官がYを取り調べて作成したYの供述録取書。
- エ 事件直後にYから目撃状況と目撃内容を聞いたYの妻Zの公判期日における証言で、Yの供述をその内容とするもの。
- オ 目撃直後にYから目撃内容を聞いたYの友人Aが、備忘のために、Yの供述内容を書き留めたメモ。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問 9 自白に関する以下の説明で、誤っているものを1つ選びなさい。

- ア 公判廷においてなされた自白であるか否かを問わず、任意にされたものでない疑いのある自白は証拠とすることができない。
- イ 不利益な事実の承認は、それが自白ではない場合でも、任意にされたものでない疑いがあるときは、証拠とすることができない。
- ウ 公判廷外でなされた自白は伝聞証拠であるが、伝聞例外とされている。
- エ 自白法則について違法排除説に立つ場合、自白排除の判断に際して、取調べが被告人の心理に及ぼした影響を確認しなければならない。
- オ 自白法則における違法排除説とは、自白法則を自白採取過程における手続の適正・合法を担保するために必要な手段と捉える。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ

設問 10 自白の補強証拠に関する以下のような最高裁判所の判例の考え方の中で、罪体説に忠実なものを1つ選びなさい。

- ア 無免許運転の犯罪事実の認定においては、運転行為のみならず、運転免許を受けていなかった事実についても、被告人の自白の他に補強証拠を要する。
- イ 被告人の自白と盗難被害届だけで、盗品運搬の犯罪事実を認定しても違法ではない。
- ウ 被告人の自白と盗難被害届だけで、盗品有償譲り受けの犯罪事実を認定しても違法ではない。
- エ 被告人の自白の他に、警察官作成の事情聴取書中の「傷害を受けた」との被害者の供述を補強証拠として、強盗傷人の犯罪事実を認定しても違法ではない。
- オ 「自白を補強すべき証拠は、・・・自白にかかる事実の真実性を保障しうるものであれば足りる」。

Ⓐ : ア Ⓑ : イ Ⓒ : ウ Ⓓ : エ Ⓔ : オ